認可外保育施設

変更届が必要な事項及び変更届出添付書類一覧表

〇:必須 △:場合により添付要

	届出書類 変更届が必要 となる変更事項	更届書 様式第3号認可外保育施設変	出書 も・子育て支援施設等変更届も・子育て支援施設等変更届	等)要事項説明書・パンフレット事業の内容が分かる書類(重	位置図	ること)施設の平面図(面積を記載す	概要(参考様式)建物の規模構造および設備の	配置図	経歴書	誓約書(参考様式)	旧条例、定款、寄付行為等の新	場合) 場合) 法人登記事項証明書(法人の	備 考
認可外保育施設の変更届出事項(児童福祉法第59条の2第2項及び同法施行規則第49条の4第1項)													
1	施設の名称及び所在地	0		0	Δ								※変更があった日から1月以内 ※移転により建物・股備に変更がある場合は3の事 頂も変更届が必要
2	設置者の氏名及び住所(法人の場合は 名称及び所在地)	0							〇 (代表者)			0	※変更があった日から1月以内 ※個人の場合は登記事項証明不要 ※設置主体変更の場合は、廃止届と新たに設置届
3	建物その他の設備の規模及び構造	0				0	0	Δ					※変更があった日から1月以内 ※増築等の場合は、必要に応じて消防用設備等の検 査済胚、建築基準法による検査済書の写しの提出す ること。
4	施設の管理者の氏名及び住所	0							〇 (施設長)				※変更があった日から1月以内
特定子ども・子育で支援施設等確認変更届出事項(子ども・子育で支援法第58条の5、同法施行規則第53条の3)													
1	施設の名称、場所(所在地)		0	0	Δ								※変更のあった日から10日以内
2	設置者又は申請者の名称、主たる事務 所の所在地		0									0	※変更のあった日から10日以内 ※設置主体変更の場合は、辞退届と新たに確認申請
	設置者又は申請者の代表者の氏名、生 年月日、住所、職名		0						0	0			※変更のあった日から10日以内
3	設置者又は申請者の定款、寄付行為等 及びその登記事項証明書又は条例等		0								0	0	※変更のあった日から10日以内 ※HP等で閲覧できる場合は届出不要
4	施設の管理者の氏名、生年月日、住所		0						(施設長)				※変更のあった日から10日以内
5	設置者又は申請者の役員の氏名、生年月日、及び住所		0							0			※変更のあった日から10日以内

[※]特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けていない場合(無償化対象施設の確認のこと)、下段の確認内容変更届は不要です。